

第 16 回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議 要旨

日時：平成 24 年 5 月 8 日（火）

18：00～20：00

場所：市役所 中会議室

出席者：嶋田准教授、草野委員、梶原委員、長谷部委員、川浪委員、片桐委員、
野村委員

（庁内プロジェクト・チーム）橋本係長、渡辺主任、半田主任、中野主任、松岡主任、
梅原主査、高倉主任、永楽主査、井上主事、原主査

（事務局）永瀬課長、江田主幹、笹倉主任

1、開会挨拶

2、配付資料の説明について

【事務局より説明を行う】

発言の要旨

委員 A：3 月に開催された自治基本条例についての市民フォーラムで来場者アンケートを取っていますが、次回で構いませんので集計結果を教えてください。

3、たたき台案についての意見交換

発言の要旨

嶋田先生：前は、＜職員の責務＞の途中まで見ましたので、再度議論していきたいと思います。今回は、事務局から【たたき台案】の差し替えが出されましたので、説明をお願いします。

事務局：前回までの議論で条文の表現などが重複しているといった意見もいただいていたことから、＜職員の責務＞以降の条文の見直しを職員プロジェクト・チームで行いました。

委員 A：差し替え版の＜職員の責務＞を読みましたが、第 1 項には「職務上のレベルアップ」という視点と「職務の遂行」との 2 つの内容が混ざっており分かりにくいです。「職務に必要な知識と能力の向上に努める」という条文は、薩摩川内市や岸和田市のように、独立させた、第 4 項を新たに設けて分けた方がいいという感じは受けました。第 2 項は、「創意をもって解決に取り組む」と書かれていますが、文脈からしても分かりにくかったです。最初読んだ時に「誠意をもって」と間違えてしまいました。「創意をもって」というのは、職員が自ら課題を考え解決していくことのポイントとなる言葉だと思いますが、分かりやすい条文というのを考えると、吟味し直す必要があると思います。

嶋田先生：おっしゃるとおりだと思います。1 項目の「知識と能力の向上に努める」

というのは、別にしたほうが分かりやすいと思います。自治基本条例は分かりやすいというのが大事になりますので。自己研鑽については、4項目に持っていくことになるような気はします。2項目については、「創意をもって市民の意見に取り組まなければならない」となるとおかしいと思いますので、分けた方がよいでしょう。「創意をもって」とした場合には、市民の意見より自分達の意見が優先するというニュアンスに聞こえかねません。文言はどのようなになるかはわかりませんが、「真摯に対応する」ということと、「創意をもって取り組む」ということを書き分けたほうがよいのではないかと思います。

委員A：「職員は自ら課題解決に取り組む」ということはよい内容だと思いますが、これを<職員の責務>に盛り込むということは、それくらいの気概を持ってやらないといけないということになります。

嶋田先生：この項目では、みなさんが市職員に期待することや、職員のおかしいという事の裏返しを書き込むことになると思います。

事務局：前回の会議の中で、「市民からのきちんとした提案には取り組まないといけないが、理不尽な提案は断る」というような記述がいるのではないかとありました。条文としての表現をどうするか難しいところもあり、今回の差し替えには反映していません。

嶋田先生：他自治体にある「口利き禁止条例」を参考にされるとよいかもしれませんので、次回までに確認をお願いします。市民の声に耳を傾けるということだけでは、理不尽なことを言ってくる人もいるかもしれませんので、個人的にはそのような内容に対処できるようなことはあってもよいと思います。他自治体のコンプライアンス関係の条例を参考に適切な文言を考えていただくと。

委員B：1項、2項とも、日田市職員倫理条例や職員服務規程と重なる部分があると思います。敢えて自治基本条例にだぶらせるというのもあるでしょうし、既にある服務規程などを持ってくればよいのではないかなと思います。

嶋田先生：服務規程などと重なる部分があるかもしれませんが、条例に書くということは対外的に知らせるという効果もあります。

委員B：既にある条例、規程などには市長に対して服務宣誓をしないといけないと書かれているわけで、既にあるものが蔑ろにされるようでは、条例に書き込んだとしても実効性がないのではないのでしょうか。

嶋田先生：その危険性があります。自治基本条例は罰則があるわけではありませんので、常に市民側から蔑ろにならないように言っていくことだろうと思います。

委員A：私は、他の条例なり規則なりに謳われているから、自治基本条例の方を合わせなければならないとは思いません。自治基本条例は、最高規範性があるとも言われることを考えると、これを基に個別条例などに落とし込んでいく。つまり、既

存の条例等に基づいて自治基本条例の内容が考えられるというのは逆だと思います。ですから、今の＜職員の責務＞については残しておくべきだと思います。

委員B：委員さんのおっしゃることもよくわかります。ただ、職員にとっては、身近なものとして職員服務規程などの方が自治基本条例よりは強いと思います。

委員A：おそらくは、既存の条例等の表現と重なってくることにはなるのではないのでしょうか。

嶋田先生：重なってもいいと思いますし、自治基本条例という条例の中であらためて書き込むことにも十分意味があります。ただ、B委員さんがおっしゃるように、単に条文に書いたから済むということではありません。いかにして、実効性のある形に落とし込んでいくかというのを、庁内プロジェクト・チームのメンバーで考えていただく必要性はあると思います。

さきほどコンプライアンス関係の話をしましたが、条文上に理不尽な発言は断るようなことを書き込むのであれば、それを担保する仕掛けとしてコンプライアンス関係の条例を制定するというように形にしていかなければならないと思います。

それでは、次に＜参画と協働の推進＞に進みたいと思います。

委員A：第1項については、丸亀市の協働の項目の第1項と同じです。ただし、丸亀市の条例の方は、第2項で、行政が市民の活動を支援することを担保しています。ところが、今回の差し替え版には、その内容が抜けている。差し替え前は、行政が支援するという内容が書かれていました。

庁内PT①：差し替え版の条文案については、プロジェクト・チームの中で協議して考えてきました。市民ワーキンググループの議論の中で、「本来、行政がやるべきことが住民に押し付けられているのではないか」ということと、「そもそもやらなくてよいことまで、行政がやっているのではないか」という話があったので、対等な立場で取り組んでいくということを書いています。

嶋田先生：行政が支援するという視点の内容が抜けているのはどのような理由からなのでしょう。

庁内PT②：「協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない」という表現で、行政が支援するという視点もカバーできるのではないかと考えたところです。

委員A：対等な立場というのは分かりますが、市民が期待するのは、いわゆる「人・物・金」というものです。対等であれば、例えば、市民が100円出せば、市も100円出すということになってしまいます。

嶋田先生：「対等」ということについては、私も少し気になっていまして、今の条文案のニュアンスとしては、「市民と市は対等関係で下請け関係になってはいけない」ということだろうと思います。一方で、「市民と市」という抽象的な表現で考えると、

これは対等関係ではありません。なぜなら、「主権者と信託を受けた側」であり、どちらかといえば主従関係です。しかし、具体的に「協働する市民」という捉えかたであれば、個別に活動する市民であるので、主権者という考えにはなりません。ですから、ここで使い分けをしなければならないというのが一つ。それと、「協働する市民」と「市」との関係をどのように考えるべきか。ここでは、一方的な力関係になってしまえば協働の意味がなくなってしまうので、お互いの強みを生かしながら相乗効果を発揮するということに協働の意味合いがあります。そこで初めて、「下請け関係にならずに、対等に意見を交わす」という内容を書いていくことになると思います。

書き出しの「市民及び市は」というのは、「主権者としての市民」と「協働する場面での具体的な市民」が混乱するので、書き方は変えた方がいい。参考として、例えば、石狩市の条例は、「市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民」と書いています。これは、主権者としての抽象的な市民とは別であるということを表しています。そこは、使い分けた方がよいと思います。学者の間でも、市民と市が「対等関係」ということには批判があつて、「抽象的な意味の市民と市は対等ではなく、主従関係である」という議論があるので、はっきりと使い分ける必要があります。そして、協働する市民は主権者としての市民ではないので、その場合には対等な関係で相互理解を深めることが大事になります。それと、「支援」というのは明確に書いた方がよいと思います。さきほど、庁内PTの方が言ったように、読み込めないことはありませんが、はっきりと支援することが読み取れないので明確に表すべきです。市民が何か活動しようとした時に、足りない部分があればバックアップするということが必要なのかなと思います。

協働の名の下に押し付けられているということもありますので、市民及び市は、互いの役割分担が適切かどうか吟味するというような抽象的なことを書き込んだ方がよいかなと思います。私の意見を整理しますと、第1項は、抽象的な市民と協働する市民と分けて書くこと、支援というのをきちんと書くべきだと思います。それと、役割分担の適切さを常に見直していくというような趣旨の条文を入れ込むのが大事なかなと思います。

委員C：協働に関する会議に出たのですが、当たり前のように「今からはあなたがやっていかないといけない」と言われました。以前の会議でも話が出ましたが、やりたいという人はどんどんやって欲しいし、逆に市からあれもこれもして欲しいと言われても困るという団体もあると思います。

嶋田先生：説明のところで、もう少し詳しく書いた方がいいと思います。積極的に何かをしていこうという団体に対しては、尊重し必要なバックアップをしていく。一方で、そもそも行政の存在自体が、市民だけではやっていけないので自治体という形を作って仕事をやらせているわけです。それなのに逆に、行政の側から市民に対して指示を出して押し付けていくというのはおかしいので、両方を分けなければならないというのを説明のところで明示していただくのがいいと思います。

委員A：そうであれば、石狩市の条例がよいと思います。「主体的に活動する市民に対しては支援する」ということがポイントで、主体的に活動したくないところにまで、行政が支援する必要はないと思いますので。

委員B：この＜参画と協働＞という項目は、他の項目に比べて捉えにくくて難しいです。条例案では、「努めなければならない」ということになっていますので、行政側としては、ある程度ふるいにかけないと、言葉尻を捉えられるようなことになってしまうのではないかと気になってしまいます。義務的な表現は、かなり気をつけないといけないと思っています。

嶋田先生：考え方の一つとしては、「努めなければならない」という表現は努力目標ですので、「支援しなければならない」とは義務の度合いが異なるので、よいのではないかというのもあります。

委員B：私が捉えにくいと思ったのが、参画と協働に含まれる事象は多いと思います。多いですが、参画と協働を羅列するわけにはいけないでしょう。ですから、人・物・金を支援する側の判断となってしまうのではないのでしょうか。各論的な記述は難しいかもしれませんが、行政側の裁量の部分に頼らなくていいような文言にすべきではないかなと思います。

嶋田先生：事務局側の考えをお聞きしたいのですが、協働に関する支援をどうするかという話になっていますが、「支援するものとする、支援しなければならない」としてしまうと、それを根拠に傍若無人な要求が来る可能性も否定できない。しかし、「支援に努めるものとする、支援できる」としてしまうと、行政としてありがたい協働では支援するが、行政に対して厳しい内容の協働には支援しないというような恣意的な判断、裁量的な行動が生じてしまうというジレンマがあります。そこをどうしていくかということですが。

事務局：例えば、まちづくり活動助成事業などがありますが、助成要件がありますので、合致していなければ支援できないケースもありますので、「支援することができる、支援を行うことができる」ということになり、場合によっては、「支援できないこともある」と考えます。

嶋田先生：自治基本条例に書き込んだ場合には、助成要綱自体を見直していくということになります。自治基本条例の条文をどのようにするかを考える際に、既存の要綱があつて、その要件に合っていないから駄目だとするのではなくて、この項目で前提となっているのは、「支援が必要であるにも関わらず、まだ十分でないような場面があり得る。そのような場面にはきちんと支援しなければなりません」というのが趣旨だと思います。

そう考えると、自治基本条例を通じて既存の要綱等の要件が十分でなかった場合には、要綱自体を見直していくことが求められるわけです。自治基本条例に、「支援に努めなければならない」と書き込まれた場合には、既存の支援型事業の要件等々の見直し求められると思います。もちろん、見直しの結果、現行の要件が最適だとなればそれは構わないと思います。

事務局：助成事業の要件自体が、「まちづくりを目的として主体的に活動する」というようになっているのですが、様々な助成申請が来るなかで、助成できないものもあるようです。自治基本条例として「支援しなければならない」となっていると、

助成に合わないような事業申請も、全て支援しなければならなくなるので、条文としては無理だと思います。

委員A：私もその点は、それでいいと思いますが。

嶋田先生：私もそう思うのですが、これまでと変わらないのであれば、条文に書き込む必要性がなくなるのではないのでしょうか。もう少し支援を拡張するような余地が必要だと思います。

委員B：さきほどから、わかりにくいと言っているのが、＜参画と協働の推進＞という表題が、何に対する参画で何に対する協働なのかというのがわからなくて、そこをきちんと謳った方がいいと思います。

委員A：そのあたりは、＜定義＞で謳われることになると思います。「協働」については、基本的にまちづくりで、「市民参画」については、まちづくりに限らず様々な行政分野の計画や政策の立案段階で参画させるよう努めることだと思います。

委員C：この項目名が＜参画と協働の推進＞になっていますが、「推進」という言葉は必要なののでしょうか。推進という言葉になると、私としては、市の方からの一方的な推進につながるような印象を受けますので。

委員B：＜定義＞の市民参画でいえば、市の政策に基づく全ての事になります。そこまで広い意味で参画、協働と書いてよいものなののでしょうか。

嶋田先生：今の案は、「参画と協働」を同じ項目にしていますが、分けた方がよいと思います。参画は、広がりますが市政全般だと思います。「推進」という言葉は、確かに行政側から「協働しなさい」というふうにも見えてしまいますので、「参画の原則」とか「協働の原則」の方がいいと思います。

整理しますと、参画と協働は分ける。推進という言葉は原則という言葉に変える。参画は市政全般、協働はまちづくりということになるのでしょうか。

話を元に戻しますと、「協働」をめぐる支援をどういうふうに考えていくのかということです。条文として、「支援」は必要ということはいいと思うのですが、「支援しなければならない」とすると行政を拘束しすぎるのでよくないということでした。お聞きしたいのが、支援が必要なのに受けられない場面があるかどうかということです。逆に、そのようなことがなければ、「支援することができる」ということで行政側に裁量を与える形で問題はないと思います。本来、支援が必要なのに受けられないという状況が散見されるようであれば、支援する方向にシフトするような文言にするべきなのではないのでしょうか。

委員D：例えば、福祉サービスなどで考えてみると、市民側としては支援が受けたいのに、行政側が基準に従って支援をしない、できないというケースはあると思いますが、それが適切なかどうかは判断できかねます。

嶋田先生：条文の表現についてはともかくとして、行政側に裁量があるようにして、

条文の説明の中で、支援が必要なのに受けられなかった団体が、声を上げられるような仕組み。例えばですが、場合によっては第三者機関で行政の判断が正しかったのかどうかを考えるような仕組み。そうすれば、行政の裁量的なところを適正に持っていくような方向になるのではないかと個人的には思います。仕組みづくりにつながるような説明を加えていただくというのがよろしいのかなという気がします。これは、オンブズマン、オンブズパーソンに繋がるような発想です。市にとって大事な活動をしているのに行政は必要な支援をしてくれないということをオンブズパーソンに訴えることで、客観的に判断し、場合によってはもう少し支援するような勧告が出るかもしれませんし、市の支援は必要ないという判断になるかもしれません。そのような第三者機関的なものを設けるのは、一つの選択肢だと思います。福祉関係や男女共同参画関係でも第三者機関的なものを設けている自治体がありますので、同じような発想を協働についても使っていくのも、一つの方法ですので庁内プロジェクト・チームで可能性について検討していただければと思います。

委員E：私としては、参画と協働の項目については、差し替え前の第3項を残して欲しかったです。「市は、市民との協働によりまちづくりを推進していくにあたっては、市が負うべき義務と責任を軽減するものではないことを認識し取り組まなければならない」というものですが、文末の表現をどのように変えるかというのがありますが、市としての協働に関する意思の表明としてはよいと思いますので。

嶋田先生：これはよい文言だと思います。このまま差し替え版に戻して使ってもいいと思います。

委員E：一つ戻って申し訳ないのですが、＜職員の責務＞のところですが、条文に入れるというよりも説明欄に入れて欲しいことなのですが、市職員に期待をしているから言いたいことになります。いろいろな行政の情報を持っていますし、いろいろな分野に精通しているので、まちづくり活動の核と成り得る人達だと、私は思っています。各地域に出てきてもらうのは、有益だと思いますが、地域担当職員制などで義務化すると業務になってしまうので、日頃からするようふうになっていただければと思います。市職員は定年まで変わらないので、市議会議員よりも市職員の方の方が市民の声を聞くべきなのかなと思いましたので、そのようなニュアンスの文の説明があればいいのかなと思いました。

嶋田先生：最近プロボノという言葉が流行っていきまして、例えば弁護士などが本業の強みを生かしてボランティア活動など社会のために貢献をすることですが、自治体職員も同じだと思います。地域で困っているということで、行政のどのような部局のどのような仕事と結びついているというのがわかります。ですから、実は自治体職員というのは、地域活動に貢献しうる、プロボノとしてよい活動ができる存在です。そのようなことを、単に義務ではなくて、もう少しやって欲しいという趣旨の文言が入る必要性があるのでしょうか。

職員と言うのは、地域のまちづくりの中核になり得る潜在能力を秘めているから、それを自覚して積極的に生かして欲しいという期待を、説明として書き込むようになるのだと思います。

庁内PT③：市の職員への期待が重いような気がします。地域活動に参加できる職員は既に参加していますし、どうしても苦手な職員も中にはいると思います。そのような職員をどうするか考えないといけないと思いますが。

嶋田先生：先ほどからの話を聞いて、私個人的な考えですが、地域で頑張っている職員は認められていて、そうではない職員は市民から信頼されず、批判ばかり聞いてしまう。そうすると、ますます市民と接しにくくなってしまいます。その悪循環をどうにかしたいというのが、ここの根底にあると思います。

本当に対人関係が苦手できないという職員の方であれば、難しいでしょうが、個人的にはもう少し積極的に、最初は多少無理してでもやっていただくというのはあるのではないのでしょうか。職員の方には負担感があるかもしれませんが、その期待に応えていくというのが、これからの自治体職員の宿命なのかなという気がしています。

委員A：おっしゃるとおりだと思います。得手不得手というのは、多少あるとは思いますが、市全体の奉仕者である以上、基本的には頑張らないといけない。

嶋田先生：ある種の宿命的な部分かもしれません。日田市規模の自治体ではどうかわかりませんが、私の実家がある島根県では、地域に参加する、参加しないという選択ができる状況ではありません。田舎で人がいませんから、得手不得手に関わらず自治体職員が参加しないということは成り立ちません。

少々、極端かもしれませんが、比較すると日田市でも無理ではないかもしれません。

事務局：地域活動については、職員に限らず一般の市民もそうだと思うのですが、アパートなどに住まれている方は仮の住まいという思いがあって地域に出てこないというケースが多くあります。家を買って住んでいる職員は、その地域に住んでいるという意識がありますから、活動にも出ていると思っています。自治会あたりが悩ましいのが、アパートなどの賃貸住宅に住まれている方が増えているので、そこをどうするか。職員に限らず、市民の方もそうなのですが、職員については、今日の話にあったように、得意分野で役割分担をしながら、存在感を示していくことになるかと思います。どこまで応えられるかは個人ごとで異なってくるとは思いますが、ノウハウを持っている以上、期待に応えていかなければと思いますので、条例の説明に書き込むのはよいと思います。

嶋田先生：整理しますと、＜職員の責務＞の説明欄については、地域コミュニティに重要な役割を果たしうる、潜在性を秘めているし期待されているということの追加。それと、以前の会議で出ました、「一市民」としての視点。職員も一市民であるので、一市民からの視点から行政を見た時に、おかしいところがあるのではないかと。行政であると同時に市民であるという自覚を条文案の第2項あたりの文言の中に入れられればと思います。それと、第3項として、差し替え前のたたき台案を入れるということでしょうか。

庁内PT②：差し替え前の第3項を復活させた方がよいという考えになるのでしょ

うか。「協働」のことを謳っているわけですので、そもそも市としては、協働をすることで、それが義務と責任を軽減するということになるのではないかとはいえないと思います。

嶋田先生：例えば、介護保険事業を考えてみると、自治体の感覚として民間事業者がすることは行政の守備範囲ではないということはないでしょうか。介護保険料を課したりというところまでは行政は意識しますが、サービス提供の場面になると、民間事業者がしっかりやってくださいというところでは、協働といっても、最終的には行政が責任を担保する。ですから、明記する必要性があるのではと思います。最近、協働とか民間委託という流れの中で、軽視されているような部分があるように思います。説明のところで書くのもいいかもしれませんが、そもそも、協働を通じて市の責任が軽減されるなど思ってもいないというのもわかります。意識しないところで実際に何となく出てきているものです。

それでは、＜住民投票＞に入りたいと思います。

委員B：自治基本条例の話とは直接関係ありませんが、先日、日田市のホームページに、「第5次日田市総合計画 後期基本計画策定にかかる市民等意識調査結果」が出ていました。まず、市民等意識調査結果の「市民等」は何を指すのかについて、原田部長に聞いておいてください。それと、一般成人と高校生向けにもアンケートをしていましたが、「どちらともいえない」という回答が高校生では約半数を占めていました。極端かもしれませんが、私は高校生は入れないほうがよいと思いました。なぜなら、一般成人と高校生を併せて集計してしまうと、結果が異なってしまいます。今から、住民投票について話をしますが、この住民投票をすることができる年齢を中学生とか高校生からすることができるとすると、幅広い年齢ができるわけで耳障りはよくなりますが、実際はどうなのか。それと、市民アンケートを取る場合にも、そのあたりを再度よく考えてもらいたいと思います。

事務局：市民等意識調査の結果については、参考資料になります。今回の結果については、全体数値を出していますが、市政へ反映させる時には、一般成人と高校生の結果のパーセンテージが異なることを踏まえてやっていくことになると思っています。高校生にアンケートを取るにあたっては、確かに内容は難しいところがあると思いますが、日田市の課題やまちづくりについての考え方を意識してもらうことも含めて実施しております。

日田市には若者が少なく、約900名です。進学等で市外に出た後、帰ってきて住むのは150名程度です。いかに日田で育った子供たちが日田に住んでもらうか、雇用の場も必要ですし、日田に誇りを持つというのも必要になると思います。若い人が少ない分、高校生に期待を込めてアンケートをしたというところもあります。

委員E：高校生に対して、市民アンケートに関するレクチャーをしたのでしょうか。それをせずに、実施すれば回答としては「どちらでもない」ということになると思います。高校生向けに総合学習の時間、日田市について課題や問題を知ってもらう授業のようなことをした後であれば、結果は変わってくると思います。

嶋田先生：話を住民投票に戻しますと、私自身も住民投票は頻繁にやるものではなくて、市の方向性を決めるような大きな判断をする際に、議会あるいは市長だけで判断すべきではないというような場合に行うべきものだろうと考えています。このような場合に、高校生を排除していいのかと考えたときに、高校生が市政全般について勉強するというのは難しいですが、特定の問題について関心を持つ事はありうるだろうと思います。

そのようなことを念頭に置いた場合に、年齢をどうするかというのが、一つあります。今、委員さんがおっしゃったことは、そのとおりで、日本の場合は選挙権が20歳以上であるがゆえに、若年層の政治的な関心は低い。逆に、投票資格があることによって自覚が促されるという側面があるのであれば、高校生あるいは18歳以上にするという選択肢もありえるのだろうと思います。

今回出されている条文案は、規定してもあまり意味がないような文言ですが、他の自治体をみますと、いくつか特徴があります。

委員A：私が思うのは、3者の視点書かれているかということです。議会も、市長も、住民もできるということ。ところが、今回の条文案を見てみますと、市長だけしか書いていないからバランスを取るほうがよいのかなと思います。

嶋田先生：今の条文案は、学問的にいうと好ましくありません。「市長が住民投票をすることができる」とすると、議会が反対した時に、そこを乗り越えるために自分の人気を背景に物事を進めようとするときに住民投票を使うということで、批判の対象になってきています。市長が提案する時には議会の同意を得なければならないというように制度設計するのが住民投票の常道です。

それとは別に、ここでは、岸和田市の条例の第1項にあるようなことです。住民投票をわざわざ書き込むこと意味合いは、住民投票条例を請求することができることを明記することだと思います。その時のポイントは2つあって、1つは、地方自治法上は50分の1以上の連署で条例の制定改廃請求ができますが、その場合の市民は、20歳以上の住民です。しかし、岸和田市の場合は、定住外国人を含み、かつ18歳以上としています。ただし、4分の1以上の連署にしてハードルは高くなっています。このように、まず請求できるという規定を置くかどうか。置く場合には、請求できる住民の範囲をどう考えるか。年齢をどう考えるか。さらに請求要件を4分の1、6分の1、50分の1といったところが論点です。投票権をどう設定するのか、定住外国人を含む18歳以上とかにするのか。基本的な考え方は、私も事務局の説明と同じで、頻繁に住民投票をするものではない。案件に応じて個別の条例を作り、実施する。それでよいと思うのですが、せっかく住民投票を書き込むのですから、住民投票を住民が望んだ時にきちんと実行できるための足掛かりを作らないと意味がないわけです。だから、この項目は盛り込まれるわけですが、保守的な立場からいえば、日本国民で20歳以上になるべきであるという意見もあります。

委員C：地方自治法上の規定と、岸和田市のように自治体独自で規定することの整合はどのようになるのでしょうか。

嶋田先生：地方自治法上は、日本国民で20歳以上でできますが、議会が否決して

しまったらできません。岸和田市の条例は、「住民投票を実施しなければならない」となっています。この場合だと、要件が満たされた場合には、必ず住民投票をしなければならないことになります。

委員C：仮に日田市議会が、岸和田市のような内容の条例を認めて議決した場合には、住民投票がされるということでしょうか。

嶋田先生：住民投票は実施されます。ただし、地方自治法も含めて、住民投票の結果については、ある施設を作るべきではないという意見が圧倒的であったとしても、あくまで参考意見に過ぎず、それをどうするかについては市長判断ということになります。住民投票条例を作ったり、自治基本条例上に住民投票を位置付けたりしても、その結果は、市長の決定権を拘束することはできません。そのような限界があります。

委員A：事案ごとに住民投票条例を決めるというやり方だろうと思うのですが、基本的な住民投票手続というのは共通なものとしてあると思います。住民投票手続条例があって、後は事案ごとにテーマと住民投票資格者をその都度決めるというやり方はないのでしょうか。

嶋田先生：個別の住民投票条例に基づいて住民投票を行うのか。それとも、条例に根拠を持たず住民投票をするのか。ここで、2通りのパターンがあります。市長判断で、これについて住民投票をやってみようと提案して、議会が予算を認めてくれれば実施できます。ただし、根拠が脆弱なので結果の正当性は低くはなります。

そこで、条例に根拠を置いて行う場合、2通りあって常設型に基づく住民投票条例と、個別のトピックスに応じて住民投票条例を作り、これに基づいて行う場合と2つあります。

今回の事務局提案の条例案は、個別の事案ごとに住民投票条例を作るという内容ですから、岸和田市のように地方自治法上の要件より緩く規定して、住民投票条例を請求しやすくするということを書き込むのであれば意味があるとは思いますが。先ほど委員さんがおっしゃったことであれば、一般的な住民投票条例を作り、そして、共通する住民投票手続を規定し、以下の場合には住民からの一定の請求があればできますよという形で、請求の要件と対象にしよう事項のような住民投票全般の事項を作るというパターンになると思います。

委員A：常設の住民投票手続みたいなものくらいは作っておいた方が、議会にとっても市にとっても楽なような気がします。

嶋田先生：岸和田市の場合は、おそらく常設型の住民投票条例を作っておいて、自治基本条例上の住民投票と絡めているとは思いますが。

委員A：住民投票という見出しがある以上は、単に地方自治法に規定されている住民の要求、市議会の要求、市長の要求だけを書いていけばいい気がします。

嶋田先生：熊本市の条例は、地方自治法上で規定されていることを書いているだけ

です。この条文がなくても、地方自治法に基づき住民投票はできます。

委員A：市民は、自治基本条例を見ても地方自治法までは見ないでしょうから、同じ内容でも書いていることに意味はあるとは思いますが。

委員C：結局は、この条文案は地方自治法に基づいた住民投票を自治基本条例で位置付けているだけということでしょうか。日田市独自のものではなくて。

庁内PT②：この条文案は年齢とか外国人をどうするかというのは、それぞれの事案に応じて議会で決めるということだと思います。案件に応じてその都度決めるというのは、20歳以上にした方がいいとか、もっと範囲を広げた方がいいとかいうパターンがあると思います。形を一度作ってしまうと、拾えなくなるのではないということもありますし、住民投票をするような事案があまり無いのであれば、その都度、条例を作っていけばいいのかなと思います。

嶋田先生：それはその通りで、常設型か非常設型かということで、一つの筋だとは思いますが。それと、もう一つ論点になりえるのは、住民投票条例自体を請求することを住民に認めるかどうか。もちろん、地方自治法に基づいて日本国民の20歳以上、50分の1以上の連署という要件にプラスして条例で書き込むかどうか。

委員A：今後のスケジュール管理についてお聞きしたいのですが、この【たたき台案】の議論というのは、あと3回くらいの会議で終わらせないといけないというのがあるのでしょうか。

事務局：このような活発な議論をいただくというのは非常に重要ですので、いつまでにしなければならないというのはありませんが、どこかの時点で条例を議会に上程しないといけません。事務局の思いとしては、来年の3月議会に条例できればというのはあります。それでいきますと、3回から4回で一通り議論が終わって、【たたき台案】から【たたき台】を作ります。そのできたものを委員さんに示し、市民や市職員に投げかけていければと考えています。

委員A：議論が活発なのはいいと思っています。スケジュールが少し伸びても、活発な議論の結果であれば。

嶋田先生：前回から今回くらいの項目が一番議論になるところだと思います。後半部分はさほど時間はかからないのではないかと考えています。この住民投票の部分は議論がなかなか難しいので、結論を先送りするという意味で、今の条文案でいくというのも一つの手ではあるかと思っています。一方で、住民からの請求権は考えておく必要があるのかなと思いますので、もう一度事務局の方で考えていただいて、他の宿題と併せて次回会議の冒頭で説明いただければと思います。